

教職員
の権利を
守る労働組合

全教栃木 教育新聞

教え子を再び
戦場に送らない

↓↓ ひとりで悩まないで、困ったときは組合へ！ ↓↓

〒321-0138 宇都宮市兵庫塚 3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579

組合HP <http://www.tcgzenkyo.work> E-mail info@tcgzenkyo.work

2024年11月14日、県教育委員会と交渉を行いました。

寄宿舍問題について、組員（寄宿舍指導員）から県教委に要望したことを紹介します。

寄宿舍閉舎は時期尚早 今年度末での閉舎決定に現場は混乱 現場の実態と本音

○ 丁寧で誠実な話し合いの場を！

先日の県教委と現場（特別支援学校の教職員）との話し合い（オンライン）の際に、聾者等の教職員に対する配慮として手話通訳等の配置がなかったことは大変残念だった。情報共有の観点からもそのような配慮はあってしかるべきであったと考えている。また、このような会議を県教委はこれまでに何度も設定してきたが、実施する旨の連絡が実施日前日であったり、内容は当日まで伏せられていたり、そのやり方は不適切である。

○ ワーキンググループに現場の声を！

（寄宿舍の廃舎に伴う業務及び職員の配置等の在り方を検討する）ワーキンググループ（第1回）の参加者に私たちのような現場をよく知る教職員が含まれていないことも問題である（学校からの参加者は管理職のみ）。加えて、まだ詳細が決まっていない状況下で、私たち寄宿舍指導員は次年度の異動等に関して、先日配られた転退希望調書に何を書けばよいのか。せめて、次回以降のワーキンググループに私たち現場をよく知る教職員を加えてほしい。

○ 閉舎は延期を！

今年度末で寄宿舍を廃舎する代わりに、次年度の1年間は、生活訓練棟を用いて寄宿舍の機能を残すという県教委の決定には疑問が残る。次年度は寄宿舍を存続させて、それと並行して、再来年度に向けて学校の方で生活訓練指導員の研修をしていけばよいのではないか。

いずれにしても、今年度末での廃舎決定はあまりに性急すぎる。現場は混乱している。私たち寄宿舍指導員のほとんどは現状の決定にまったく納得していない。

○ 子どもたちの意見・保護者のねがいに寄り添った教育を！

子どもたちは「なんで寄宿がなくなるんですか？」と聞いてくる。

現場の声、子どもの声、保護者の声を聞いて施策を進めていってほしい。

その他の交渉のことは一部を裏面に掲載しています。

全栃木教職員組合は2024年11月14日、県教育委員会との交渉を行いました。その一部を紹介します。

公立学校教員の長時間労働解消には「残業代」支給を！

組合 教職調整額を増やすことで、長時間労働は解消できるか。残業代が支払われない、労基法に守られていない状況では、教職に就くことをためらうのではないか。

教委 文科省はぶれないで13%の教職調整額支給を主張していくと聞いている。財務省との駆け引きのことについて、私たちはうかがい知ることができない。予断を許さない状況であると思っている。

組合 法人化される前の国立大の附属学校教員には、教職調整額が支給されていて、教育実習生の指導も夜遅くまで行われていた。今は残業代が支給されているし、労働基準監督署の監督の対象になっている。前川喜平元文科事務次官は「国立、私立、公立の教育に違いはないから、残業代を支給すべき」と言っている。県の掲げている「在校時間月45時間、年360時間」、これもそもそも法に違反しているが、この目標達成にはどうしたらよいか、文科省ではなく、県教委の考えを聞きたい。

教育長 人事課長もしていたので、超勤のことにはいろいろ取り組んできた。超勤には命令が前提。国立や私学の運用について、詳細にはわからないが、国立や私立で行えているとすれば、国の方が率先して残業代支給を検討してほしいと思う。

組合 「教員は他の仕事と違うから残業代支給に馴染まない」という「教育条理」なるものが、教員の長時間労働解消の議論を停滞させてきた。しかしながら、この議論において「教育条理」なるものを突き詰めていくと、そんなものはないことが分かる。長時間労働解消の議論をしっかりと前に進めてほしい。

修学旅行等の割り振り変更は期間内に、管理職の責任で！

組合 修学旅行等の割り振り変更期間は4週間と法令で定められている。しかし、現場では割り振り変更簿はこの期間内に書いているが、実際は授業等を理由に、この期間内に休めていない（1～3か月後の長期休業に休んでいる）。ひどい場合は取れない場合もある。そもそもこの割り振り変更の規程は、私たちの組合が要求して実現したもの。仙台市では修学旅行等の翌日は生徒も休日になっている。仙台のような扱いはできないか。

教委 即答ができる話ではないが、意見としては貴重なものと考えるので、仙台の例は参考にしたい。

組合 採用試験受験者が栃木を選ぶよう、待遇改善を行ってほしい。

教育費は公費負担が原則。PTAや同窓会は入会届の提出を！

組合 PTAのことを問題にしているのは、PTAの予算が学校に使われているから。生徒会、児童会予算も学校の活動に使われている。同窓会費も使われている。学校の経費は公費で行われるべきである。

教委 公費の扱いは重要で、県立学校にも伝えている。すべての学校で必要とされる経費は、公費で負担すべきと考える。学校それぞれの特色やその充実を図る部分は、同窓会の協力によって学校の魅力を向上させたいなどの理由でまかなわれているのではないかと考えている。

組合 選挙権をもつ高校生が、自分のお金を先生の指導の下に使うことが適当なのか。学習指導要領に基づく特別活動の費用については、再検討して、公費での負担を求めたい。

教委 要望として検討したい。

組合 PTAに対して、保護者氏名等を学校から提供することをしないよう、学校へ通知を出してほしい。加入届無しに会員とすることは無理がある。